

○古物営業事務取扱規程

(平成7年10月18日本部訓令第29号)

[沿革] 平成13年3月本部訓令第3号、17年3月第1号、第11号、20年11月第26号、24年10月第16号、28年3月第11号、30年10月第15号、令和元年11月第25号、2年3月第6号、3年1月第1号改正

古物営業の事務取扱いに関する訓令（昭和26年9月奈良県警察本部訓令第51号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 古物営業（第2条—第11条）

第3章 古物競りあっせん業（第12条—第15条）

第4章 外国古物競りあっせん業（第16条・第17条）

第5章 行政処分等（第18条—第25条）

第6章 行商従事者証等（第26条—第29条）

第7章 盗品売買等防止団体（第30条—第35条）

第8章 補則（第36条—第42条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）第2条の規定に基づき、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）等に基づく各種申請及び届出の取扱い、行政処分の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 古物営業

(許可の申請)

第2条 法第5条第1項の規定に基づく古物営業の許可申請は、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長（以下「所轄署長」という。）が受理するものとする。

2 所轄署長は、古物商・古物市場主許可申請書（規則別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、古物営業許可申請書類等確認表（別表。以下「確認表」という。）により申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

- 3 所轄署長は、許可申請書を受理したときは、当該申請に係る申請者等（申請者（法人の場合は、その役員を含む。）及び法第13条第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。）が法第4条各号に掲げる者に該当するか否かについて、次の各号に定めるところにより調査するものとする。この場合において、古物営業許可申請に係る調査書（別記様式第1号）を作成するとともに、第1号から第3号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。
- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下「照会書訓令」という。）別記様式第1号
 - (2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第4号
 - (3) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第6号
 - (4) 申請者等に係る行政処分の前歴の照会
- 4 所轄署長は、前項各号に掲げるもののほか、居住確認照会書（別記様式第2号）による住所地を管轄する警察署長に対する申請書等の居住確認照会その他必要な照会を行うことができる。
- 5 所轄署長は、前2項の規定による照会の結果、当該申請者等が法第4条各号に掲げる者に該当しないと認めるときは、次の各号に定めるところにより許可するものとする。
- (1) 古物営業索引簿（甲）（別記様式第3号）及び許可証交付原簿（別記様式第4号）に必要事項を記入するとともに、古物営業許可台帳（甲）（別記様式第5号）を作成する。
 - (2) 許可証（古物商許可証（規則別記様式第2号）及び古物市場主許可証（規則別記様式第3号）をいう。以下同じ。）を作成の上、申請者に交付するとともに、許可証交付原簿に必要事項を記入する。
- 6 前項の規定による許可を受けた古物商又は古物市場主が、主たる営業所又は古物市場以外の営業所又は古物市場を有するときは、当該営業所又は古物市場の所在地を管轄する所轄警察署長（所轄署長を除く。以下「営業所等管轄警察署長」という。）は、古物営業索引簿（乙）（別記様式第6号）に必要事項を記入するとともに、古物営業許可台帳（乙）（別記様式第7号）を作成するものとする。
- 7 第5項の規定による許可を受けた古物商が、法第5条第1項第6号に規定する方法を用いるものであるときは、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、法第8条の2第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を奈良

県公安委員会ホームページに掲載するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 法第5条第1項第6号に規定する文字、番号、記号その他の符号（以下「URL」という。）
- (3) 許可証の番号
（不許可の上申等）

第3条 所轄署長は、前条第3項及び第4項の規定による照会の結果、申請者が法第4条各号に掲げる者に該当し、不許可にすることが相当と認めるときは、不許可上申書（別記様式第8号）に許可申請書の正本、古物営業許可申請に係る調査書、各種照会の回答書その他必要な書類を添付の上、生活安全企画課長を経由して奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、不許可上申書の送付を受けたときは、当該上申内容について検討し、不許可にすることが相当と認めるときは、公安委員会の決裁を受けた後、不許可通知書（別記様式第9号）を作成し、当該所轄署長に送付するものとする。

3 所轄署長は、不許可通知書の送付を受けたときは、速やかに当該通知書を申請者に交付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求に関する事項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づく処分の取消しの訴えに関する事項（以下「法定教示事項」という。）を教示するとともに、受領書（別記様式第10号）の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付するものとする。

（許可証の再交付）

第4条 法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付の申請は、所轄署長が受理するものとする。

2 所轄署長は、再交付申請書（規則別記様式第4号）の提出を受けたときは、確認表により申請書類を確認するとともに、古物営業許可台帳（甲）により当該申請書に記載された内容を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

3 所轄署長は、再交付申請書を受理したときは、古物営業許可台帳（甲）により、新たに許可証を作成の上、申請者に交付するとともに、許可証交付原簿に必要事項を記入するものとする。

（変更の届出）

第5条 法第7条第1項又は第2項の規定に基づく変更の届出は、所轄署長が受理するものとする。ただし、古物商又は古物市場主が、主たる営業所又は古物市場以外の営業所又は古物市場を有するときは、営業所等管轄警察署長が受理することができる。

2 前項の規定により、変更届出書（規則別記様式第5号又は別記様式第6号）の提出を受けた所轄署長又は営業所等管轄署長は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。
- (2) 変更に係る事項が営業所又は古物市場の名称及び所在地に係るもの（主たる営業所又は古物市場の別に係るものを含む。）である場合は、当該変更の日から3日前までの届出であるかどうかを確認する。
- (3) 変更に係る事項が前号に規定するもの以外のものである場合は、当該変更の日から14日（変更届出書に登記事項証明書の添付を必要とする場合にあっては、20日）以内の届出であるかどうかを確認する。
- (4) 変更に係る事項が管理者の異動に係るものである場合は、新たに管理者となった者について、第2条第3項又は第4項の規定による照会その他の調査を実施し、当該管理者が法第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該変更届出を行った古物商又は古物市場主に対し、改めて管理者を選任するよう指導する。
- (5) 変更に係る事項が第2条第7項各号に掲げる事項に係るものである場合で、法第3条の許可をした公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有しない古物商又は古物市場主からの変更の届出であるときは、生活安全企画課長を経由して当該許可をした公安委員会の管理に属する都道府県警察の古物営業の事務を担当する課の長（以下「古物営業担当課長」という。）に連絡する。
- (6) 変更に係る事項が法人の役員の異動に係るものである場合は、新たに役員に就任した者（既に役員であった者が代表者に就任した場合を除く。）について、第2条第3項又は第4項に規定する照会を実施し、当該役員が法第4条第10号に該当する場合は、生活安全企画課長と協議の上、措置する。

3 所轄署長及び営業所等管轄警察署長は、変更の届出があったときは、古物営業索引簿（甲）若しくは古物営業索引簿（乙）を整備し、又は古物営業許可台帳（甲）若しくは古物営業許可台帳（乙）を整備し、若しくは作成するものとする。

4 生活安全企画課長は、第2条第7項各号に掲げる事項に係る変更の届出があったとき（公安委員会が許可をした古物商又は古物市場主のうち、奈良県内に営業所又は古物市場を有しないものが他の都道府県公安委員会に対して行った当該変更の届出について当該都道府県公安委員会の管理に属する都道府県警察の古物営業担当課長から連絡を受けたときを含む。）は、法第8条の2第2項の規定に基づき、奈良県公安委員会ホームページに掲載された事項を補正するものとする。

（古物市場の規約の変更）

第6条 古物市場の所在地の所轄警察署長は、規則第6条の規定に基づく古物市場の規約の提出があったときは、これを受理するものとする。

2 古物市場の規約の提出を受けた所轄警察署長は、主たる古物市場の所在地が他の警察署の所轄区域内にあるときは、当該他の警察署の長に当該規約の正本を送付するものとする。この場合において、主たる古物市場の所在地が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、生活安全企画課長及び当該都道府県警察の古物営業担当課長を経由して当該他の警察署の長に送付するものとする。

3 前項の場合において、所轄警察署長は、当該規約の写しを作成し、これを保管するものとするものとする。

4 古物市場の規約の提出を受けた所轄警察署長は古物営業許可台帳（甲）又は古物営業許可台帳（乙）を、他の警察署の長又は他の都道府県警察の古物営業担当課長から規約の正本の送付を受けた所轄警察署長は古物営業許可台帳（甲）を整備するものとする。

（許可証の書換え）

第7条 法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換えの申請は、所轄署長が受理するものとする。

2 所轄署長は、書換申請書（規則別記様式第6号）の提出を受けたときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

（1） 確認表により申請書類を確認するとともに、書換申請書の記載内容を点検し、不備がないときは、これを受理する。

（2） 書換申請書に記載された内容に基づき、提出を受けた許可証の異動事項欄及び異動年月日欄に変更後の内容及び書換え年月日を記入し、申請者に交付する。

（許可証の返納）

第8条 法第8条第1項及び第3項の規定に基づく許可証の返納は、所轄署長が受理するものとする。

2 所轄署長は、許可証及び返納理由書（規則別記様式第9号）の提出を受けたときは、確認表により返納書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

3 許可証の返納があったときは、所轄署長にあっては古物営業索引簿（甲）及び古物営業許可台帳（甲）を、営業所等管轄警察署長にあっては古物営業索引簿（乙）及び古物営業許可台帳（乙）を整備するものとする。

（競り売りの届出）

第9条 法第10条第1項の規定に基づく競り売りの届出は、競り売りをしようとする場所の所轄警察署長（当該場所を管轄する警察署の管轄区域内に営業所を有しない場合

にあつては、所轄署長又は営業所等管轄警察署長）、同条第3項の規定に基づく競り売りの届出は、当該競り売りに係る古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署長が受理するものとする。

- 2 所轄警察署長は、競り売り届出書（規則別記様式第10号又は規則別記様式第10号の2）の届出を受けたときは、確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

（仮設店舗における営業の届出）

第10条 法第14条第1項ただし書の規定に基づく仮設店舗における営業の届出は、古物営業を営もうとする仮設店舗の場所の所轄警察署長（当該場所を管轄する警察署の管轄区域内に営業所を有しない場合にあっては、所轄署長又は営業所等管轄警察署長（二以上の営業所を有する古物商にあっては、そのいずれかの警察署長））が受理するものとする。

- 2 所轄警察署長は、仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）の提出を受けたときは、確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

第11条 削除

第3章 古物競りあっせん業

（営業開始の届出）

第12条 法第10条の2第1項の規定に基づく古物競りあっせん業者に係る営業開始の届出は、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあっては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地の所轄警察署長（以下「事務所等管轄警察署長」という。）が受理するものとする。

- 2 事務所等管轄警察署長は、古物競りあっせん業者営業開始届出書（規則別記様式第11号の2）の提出を受けたときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。
- (2) 古物競りあっせん業者台帳（別記様式第11号）を作成する。
- (3) 生活安全企画課長に古物競りあっせん業者営業開始届出書の写しを送付する。

（廃止等の届出）

第13条 法第10条の2第2項の規定に基づく古物競りあっせん業者に係る廃止又は変更の届出は、事務所等管轄警察署長が受理するものとする。

- 2 事務所等管轄警察署長は、廃止届出書（規則別記様式第11号の3）又は変更届出書（規則別記様式第11号の4）の提出を受けたときは、次の各号に定めるところにより

取り扱うものとする。

- (1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。
- (2) 古物競りあっせん業者台帳を整備する。
- (3) 生活安全企画課長に廃止届出書又は変更届出書の写しを送付する。

(認定の申請等)

第14条 法第21条の5第1項の規定に基づく古物競りあっせん業者に係る認定の申請は、事務所等管轄警察署長が受理するものとする。

2 事務所等管轄警察署長は、古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の2）の提出を受けたときは、確認表により申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

3 事務所等管轄警察署長は、古物競りあっせん業者認定申請書を受理したときは、申請書（法人の場合は、役員を含む。）が規則第19条の5各号に掲げる者に該当するかどうか及び認定の申請に係る業務の実施の方法が規則第19条の6に規定する基準に適合するか否かについて、次の各号に定めるところにより調査するものとする。この場合において、第1号から第4号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 照会書訓令別記様式第1号
- (2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第4号
- (3) 営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第6号
- (4) 認定の申請に係る業務の実施の方法が基準に適合するか否かに関する照会 認定の基準の適合に関する照会書（別記様式第12号）
- (5) その他必要な照会

4 事務所等管轄警察署長は、前項各号に掲げる照会を完了したときは、認定申請進達書（別記様式第13号）に関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して公安委員会又は生活安全部長に進達するものとする。

5 生活安全企画課長は、認定の決定があったときは、認定通知書（別記様式第14号）を作成し、進達を行った事務所等管轄警察署長に送付するとともに、規則第19条の7第1項の規定により官報により公示する手続をとるものとする。

6 生活安全企画課長は、不認定の決定があったときは、不認定通知書（別記様式第15号）を作成し、進達を行った事務所等管轄警察署長に送付するものとする。

7 事務所等管轄警察署長は、認定通知書又は不認定通知書の送付を受けたときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 当該通知書を速やかに申請者に交付する。この場合において、不認定通知書を交付するときは、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付する。

(2) 古物競りあっせん業者台帳を整備する。

(認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出)

第15条 規則第19条の9の規定に基づく認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出は、事務所等管轄警察署長が受理するものとする。

2 事務所等管轄警察署長は、変更届出書（規則別記様式第11号の4）又は業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の4）の提出を受けたときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。

(2) 前条第3項各号に掲げる照会（変更に係るものに限る。）を行う。

(3) 古物競りあっせん業者台帳を整備する。

(4) 生活安全企画課長に変更届出書の写しを送付する。

第4章 外国古物競りあっせん業

(認定の申請等)

第16条 法第21条の6第1項の規定に基づく外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請は、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長（以下「住所等管轄警察署長」という。）が受理するものとする。

2 住所等管轄警察署長は、外国古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の5）の提出を受けたときは、確認表により申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

3 住所等管轄警察署長は、外国古物競りあっせん業者認定申請書を受理したときは、申請書（法人の場合は、役員を含む。）が規則第19条の12において準用する規則第19条の5各号に掲げる者に該当するか否か及び認定の申請に係る業務の実施の方法が規則第19条第6に規定する基準に適合するか否かについて、次の各号に定めるところにより調査するものとする。この場合において、第1号から第4号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

(1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 照会書訓令別記様式第1号

(2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第4号

(3) 営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第6号

(4) 認定の申請に係る業務の実施の方法が基準に適合するか否かに関する照会 認定

の基準の適合に関する照会書

(5) その他必要な照会

- 4 住所等管轄警察署長は、前項各号による照会を完了したときは、認定申請進達書に
関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して公安委員会又は生活安全部長に進達す
るものとする。
- 5 生活安全企画課長は、認定の決定があったときは、認定通知書を作成し、進達を行
った住所等管轄警察署長に送付するとともに、規則第19条の12において準用する規則
第19条の7第1項の規定により官報により公示する手続をとるものとする。
- 6 生活安全企画課長は、不認定の決定があったときは、不認定通知書を作成し、進達
を行った住所等管轄警察署長に送付するものとする。
- 7 住所等管轄警察署長は、認定通知書又は不認定通知書の送付を受けたときは、次の
各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 当該通知書を速やかに申請者に交付する。この場合において、不認定通知書を交
付するときは、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生
活安全企画課長に送付する。
- (2) 認定通知書の送付を受けたときは、認定外国古物競りあっせん業者台帳（別記様
式第16号）を作成する。

（認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出）

第17条 規則第19条の13第1項の規定に基づく認定外国古物競りあっせん業者に係る廃
止又は変更の届出は、住所等管轄警察署長が受理するものとする。

- 2 住所等管轄警察署長は、廃止届出書（規則別記様式第16号の6）の提出を受けたと
きは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。
 - (2) 生活安全企画課長に廃止届出書の写しを送付する。
- 3 住所等管轄警察署長は、変更届出書（規則別記様式第16号の7）又は業務実施方法
変更届出書（規則別記様式第16号の8）の提出を受けたときは、次の各号に定めると
ころにより取り扱うものとする。
 - (1) 確認表により届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。
 - (2) 前条第3項各号に掲げる照会（変更に係るものに限る。）を行う。
 - (3) 生活安全企画課長に変更届出書の写しを送付する。
- 4 前2項の場合において、住所等管轄警察署長は、認定外国古物競りあっせん業者台
帳を整備するものとする。

第5章 行政処分等

(差止め)

第18条 法第21条の規定に基づく古物商に対する古物の保管の命令は、警察署長が行うものとする。

- 2 警察署長は、古物の保管の命令を行うときは、保管命令書（別記様式第17号）を交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

(競りの中止)

第19条 法第21条の7の規定に基づく古物競りあっせん業者に対する競りの中止の命令は、警察署長が行うものとする。

- 2 警察署長は、競りの中止の命令を行うときは、競りの中止命令書（規則別記様式第16号の9）を交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

(立入り及び調査)

第20条 法第22条の規定に基づく立入り及び調査（以下この条において「立入り等」という。）は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 立入り等は、古物商の営業所又は仮設店舗、古物市場等（以下この条において「営業所等」という。）の営業時間内に実施すること。
 - (2) 立入り等は、原則として当該営業所等の所在地の所轄警察署の生活安全課（係）員が行うこと。ただし、生活安全課（係）員の指示を受けた場合は、他の課（係）に所属する職員についても行うことができる。
 - (3) 立入り等に当たっては、営業所等の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。
- 2 立入り等を行う警察職員は、立入り等に当たっては身分証明書（規則別記様式第16号の10）を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 身分証明書の貸与及び返納の手続は生活安全企画課長が行い、身分証明書貸与台帳（別記様式第18号）に必要な事項を記載しなければならない。
 - 4 警察職員は、立入り等を行った場合に、その営業に関し適正な業務が行われていないと認めるときは、当該営業所等の責任者又はこれに代わるべき者から指導請書（別記様式第9号）を提出させるものとする。

(報告の要求)

第21条 法第22条第3項の規定に基づく盗品等に関する必要な報告の要求は、警察署長が行うものとする。

- 2 警察署等は、必要な報告の要求を行うときは、報告要求書（別記様式第20号）を交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

(管理者の解任勧告)

第22条 警察署長は、営業所又は古物市場の管理者がその職務に関し法令の規定に違反した場合において、管理者として不適当であると認めるときは、法第13条第4項の規定に基づき、解任勧告上申書（別記様式第21号）により、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、解任勧告上申書の送付を受けたときは、当該上申の内容について検討し、管理者として不適当であると認めるときは、生活安全部長の決裁を受けた後、速やかに解任勧告書（別記様式第22号）を作成し、所轄署長に送付するとともに、当該上申を行った警察署長（所轄署長を除く。）に当該勧告書の写しを送付するものとする。

3 所轄署長は、解任勧告書の送付を受けたときは、速やかに当該管理者に係る古物商又は古物市場主に当該勧告書を交付し、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付するものとする。

(指示)

第23条 警察官は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理者、使用人その他の従業者等（以下「代理人等」という。）の行為が法第23条第1項又は第2項の規定による指示の対象となると認めるときは、違反現認報告書（別記様式第23号）、供述録取書（甲）（別記様式第24号）、供述録取書（乙）（別記様式第25号）、指導請書等事案の立証に必要な資料を作成し、警察署長に報告するものとする。

2 警察署長は、前項の報告に基づき、指示の必要を認めるときは、指示処分上申書（別記様式第26号）に前項に定める資料を添えて、速やかに生活安全企画課長に上申するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の指示処分上申書の送付を受けたときは、当該上申の内容について検討し、指示を行うことが相当であると認めるときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に規定する弁明通知書（聴聞規則別記様式第16号）を作成し、当該指示の対象となる古物商又は古物市場主（以下この条において「当事者」という。）に係る所轄署長（他の都道府県公安委員会の管轄区域に主たる営業所又は古物市場を有する場合は、営業所等管轄警察署長。以下この条及び次条において同じ。）に送付するものとする。この場合において、送付を受けた所轄署長は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

(1) 弁明通知書の送付を受けたときは、速やかに当事者に弁明通知書を交付し、弁明通知書の裏面記載の留意事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生

活安全企画課長に送付する。

(2) 当事者が弁明を口頭でしようとするときは、生活安全課（係）員に弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）を作成させる。

(3) 当事者から弁明書を受領し、又は弁明調書を作成したときは、これを速やかに生活安全企画課長に送付する。

4 前項第3号の規定に基づき弁明書又は弁明調書の送付を受けた生活安全企画課長は、その内容を検討し、指示を行うことが相当であると認めるときは、指示書（別記様式第27号）を作成の上、速やかに当事者に係る所轄署長に送付するとともに、指示書の写しを指示の上申を行った警察署長（所轄署長を除く。）に送付するものとする。この場合において、指示書の送付を受けた所轄署長は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

(1) 速やかに当事者に指示書を交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付する。

(2) 当事者が所在不明その他の理由により指示書を交付することができないときは、交付不能報告書（別記様式第28号）に当該指示書を添えて生活安全企画課長に送付する。

5 所轄署長及び営業所等管轄警察署長は、指示の対象となった営業所又は古物市場について、指示の履行状況を確認しなければならない。

（営業の停止等）

第24条 警察官は、法第6条第1項の規定による許可の取消し、法第24条第1項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止、法第24条第2項の規定による営業の停止又は規則第19条の10第1項若しくは規則第19条の14第1項の規定による認定の取消し（以下「営業停止等」という。）の対象となる事案を認知したときは、前条第1項に定めるところに準じて警察署長に報告するものとする。

2 警察署長は、前項の報告に基づき、許可の取消し又は営業の停止を必要と認めるときは営業停止等処分上申書（別記様式第29号）に、認定の取消しを必要と認めるときは認定取消処分上申書（別記様式第30号）に前項において準用する前条第1項に定める資料等を添えて生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の上申書の送付を受けたときは、当該上申の内容を検討し、営業停止等の処分が相当と認めるときは、速やかに聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）を作成し、当該営業停止等の対象となる古物商、古物市場主、認定古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者（以下この条において「当事者」という。）に係る所轄署長、事務所等管轄警察署長又は住所等管轄警察署長（以下「

所轄所長等」という。)に送付するとともに、聴聞実施期日の1週間前までに聴聞の期日及び場所を公安委員会の掲示板に公示するものとする。

- 4 所轄署長等は、聴聞通知書の送付を受けたときは、聴聞実施期日の1週間前までに当事者に聴聞通知書を交付し、聴聞通知書の備考欄及び裏面記載の留意事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付するものとする。
- 5 当事者が所在不明その他の理由により聴聞通知書を交付できない場合の措置については、前条第4項第2号の規定を準用する。
- 6 前項の場合において、生活安全企画課長は聴聞通知書を保管するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定に基づき、公示送達の手続をとるものとする。
- 7 生活安全企画課長は、聴聞の実施後、公安委員会の決裁を受け、営業停止等を行うことが決定されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。
 - (1) 許可の取消し又は営業の停止 営業停止命令書（別記様式第31号）又は許可取消処分通知書（別記様式第32号）を作成し、古物商又は古物市場主に係る所轄署長に送付するとともに、当該命令書又は通知書の写しを上申を行った警察署長（所轄署長を除く。）に送付する。
 - (2) 認定の取消し 認定取消処分通知書（別記様式第33号）を作成し、認定古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者に係る事務所等管轄警察署長又は住所等管轄警察署長に送付するとともに、当該通知書の写しを上申を行った警察署長（事務所等管轄警察署長又は住所等管轄警察署長を除く。）に送付する。
- 8 所轄署長等は、営業停止命令書、許可取消処分通知書又は認定取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに当事者に当該命令書又は通知書を交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受け、これを生活安全企画課長に送付するものとする。
- 9 第7項第2号の場合において、生活安全企画課長は、規則第19条の10第2項（規則第19条の14第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、官報により公示する手続をとるものとする。
- 10 当事者が所在不明その他の理由により前項の命令書又は通知書を交付できない場合の措置については、前条第4項第2号の規定を準用する。

第25条 警察官は、法第6条第2項の規定による事実の公告の要件に該当するときは、警察署長に報告するものとする。

- 2 警察署長は、前項の報告に基づき、必要な調査を行った後、事実の公告を行う必要

があると認めるときは、事実公告上申書（別記様式第34号）により生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

3 生活安全企画課長は、事実公告上申書の送付を受けたときは、当該上申の内容を検討し、事実を公告する必要があると認めるときは、生活安全部長の決裁を受けた後、規則第4条の2の規定に基づき、所在不明の古物商又は古物市場主について官報により公示する手続をとるものとする。

4 警察署長は、前項の規定による公告の日から30日を経過しても当該古物商又は古物市場主から申出がないときは、当該古物商又は古物市場主に係る許可の取消しについて、許可取消処分上申書（別記様式第35号）により生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

5 生活安全企画課長は、許可の取消しが決定されたときは、速やかにその旨を当該古物商又は古物市場主に係る所轄署長、上申を行った警察署長（所轄署長を除く。）に通知するものとする。

第6章 行商従業者証等

（承認の申請等）

第26条 生活安全企画課長は、規則第12条第1項の規定に基づく行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「承認規程」という。）第1条に定める一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）から承認申請書（承認規程別記様式第1号又は別記様式第2号）の提出を受けたときは、申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

2 生活安全企画課長は、承認申請書の提出を受けたときは、申請に係る一般社団法人等が承認規定第1条に掲げる要件を満たしているか否か及び行商従業者証又は標識の様式が承認規程第3条第1項各号又は第4条各号に掲げる承認の基準に適合しているか否かについて調査を行うものとする。

3 生活安全企画課長は、前項の調査の結果、申請に係る一般社団法人等が要件を満たし、かつ、行商従業者証又は標識の様式が承認の基準に適合していると認めるときは、生活安全部長の決裁を受けた後、承認通知書（別記様式第36号）を作成の上、申請者に交付するとともに、規則第12条第2項に規定する事項を官報により公示する手続をとるものとする。

4 生活安全企画課長は、第2項の調査の結果、申請に係る一般社団法人等が要件を満たさず、又は行商従業者証若しくは標識の様式が承認の基準に適合しないと認めるときは、公安委員会の決裁を受けた後、不承認通知書（別記様式第37号）を作成の上、申請者に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

る。

（資料の提出の要求）

第27条 生活安全企画課長は、承認規程第5条の規定に基づき、承認を受けた一般社団法人等（以下「承認法人」という。）に対し、行商従業者証又は標識の作成又は交付に係る事業（次条において「作成・交付事業」という。）の実施に関し必要な資料の提出を求めるときは、資料提出要求書（別記様式第38号）を作成の上、承認法人に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

（作成・交付事業の廃止の届出）

第28条 生活安全企画課長は、承認規程第6条第1項の規定に基づき、承認法人から作成・交付事業を廃止した旨の届出があったときは、これを受理するものとする。

（承認の取消しの上申等）

第29条 生活安全企画課長は、承認法人が承認規程第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、第24条第3項から第6項までに定める手続に準じて聴聞を実施するものとする。

2 生活安全企画課長は、聴聞の実施後、公安委員会の決裁を受け、行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しが決定されたときは、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

（1）承認取消処分通知書（別記様式第39号）を作成の上、速やかに承認法人に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受ける。

（2）規則第12条第2項に規定する事項を官報により公示する手続をとる。

第7章 盗品売買等防止団体

（承認の申請等）

第30条 生活安全企画課長は、規則第22条第1項の規定に基づき、法人その他の団体から盗品売買等防止団体承認申請書（規則別記様式第16号の11）の提出を受けたときは、申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

2 前項の規定により、盗品売買等防止団体承認申請書を受理した生活安全企画課長は、当該法人その他の団体が規則第23条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、生活安全部長の決裁を受けた後、承認通知書（別記様式第40号）を作成の上、申請者に交付するとともに、盗品売買等防止団体として承認をした旨を官報により公示する手続をとるものとする。

3 第1項の規定により、盗品売買等防止団体承認申請書を受理した生活安全企画課長は、当該法人その他の団体が規則第23条各号に掲げる要件に適合しないと認めるときは、公安委員会の決裁を受けた後、不承認通知書（別記様式第41号）を作成の上、申

請者に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

（変更の届出）

第31条 生活安全企画課長は、前条第2項の規定により承認を受けた法人その他の団体（以下「承認団体」という。）から変更届出書（規則別記様式第16号の12）又は変更に係る書類の提出を受けたときは、届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

2 前項の規定により、変更届出書を受理した生活安全企画課長は、規則第25条第3項に規定する事項を官報により公示する手続をとるものとする。

（事業報告等）

第32条 生活安全企画課長は、承認団体から規則第26条第1項の規定に基づく事業計画書及び収支予算書又は規則第26条第2項の規定に基づく事業報告書及び収支計算書の提出を受けたときは、提出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

2 生活安全企画課長は、規則第26条第3項の規定に基づき、承認団体に対し、回答業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第42号）を作成の上、承認団体に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受けるものとする。

（是正又は改善の勧告）

第33条 生活安全企画課長は、承認団体が規則に違反したとき又は承認団体が行う回答業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、規則第27条の規定に基づき、生活安全部長の決裁を受けた後、是正・改善勧告書（別記様式第43号）を作成の上、承認団体に交付し、受領書の提出を受けるものとする。

（廃止の届出）

第34条 生活安全企画課長は、規則第28条第1項の規定に基づき、承認団体から廃止届出書（規則別記様式第16号の13）の提出を受けたときは、届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

2 前項の規定により、廃止届出書を受理した生活安全企画課長は、規則第28条第3項に規定する事項を官報により公示する手続をとるものとする。

（承認の取消しの上申等）

第35条 生活安全企画課長は、承認団体が規則第29条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第24条第3項から第6項までに定める手続に準じて聴聞を実施するものとする。

2 生活安全企画課長は、聴聞の実施後、公安委員会の決裁を受け、盗品売買等防止団

体の承認の取消しが決定されたときは、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

- (1) 承認取消処分通知書（別記様式第44号）を作成の上、速やかに承認団体に交付し、法定教示事項を教示するとともに、受領書の提出を受ける。
- (2) 規則第29条第2項に規定する事項を官報により公示する手続をとる。

第8章 補則

（申請書等への記入）

第36条 所轄署長等及び営業所等管轄警察署長は、第3章から第4章までの規定により提出された申請又は届出に係る書類の写しを生活安全企画課長に送付するに当たっては、受理警察署名、許可証番号、住所地コード等の必要事項を確実に記載した上で行うものとする。

（手数料）

第37条 所轄署長等は、申請を受理したときは、奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）に定めるところにより、手数料を徴収すべきものについては、その納付を確認しなければならない。

（申請の取下げ）

第38条 所轄署長等は、この訓令の規定による申請を受理した後、申請者から当該申請を取り下げたい旨の申出を受けたときは、申請取下書（別記様式第45号）を提出させ、当該申請に係る書類とともにとじて保管しておくものとする。

（備付簿冊）

第39条 警察署長は、許可証交付原簿、古物営業索引簿（甲）、古物営業索引簿（乙）、古物営業許可台帳（甲）、古物営業許可台帳（乙）、古物競りあっせん業者台帳及び認定外国古物競りあっせん業者台帳を備え付けるものとする。

（国家公安委員会への報告）

第40条 生活安全企画課長及び警察署長が行う法第27条第1項の規定に基づく国家公安委員会への報告は、古物営業管理システム（電子計算機を利用して、古物営業に関する事務の処理を行うシステムをいう。次項において同じ。）により行うものとする。

2 古物営業管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（経過措置）

第41条 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定に基づく旧許可証一覧表（古物営業法施行規則の一部を規制する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）附則別記様式第2号）及び改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定

による許可に係る許可証（以下「旧許可証」という。）の提出並びに許可証の交付の申請は、所轄署長が受理するものとする。

2 所轄署長は、旧許可証一覧表、旧許可証及び新居仮称交付申請書（改正規則附則別記様式第1号）の提出をうけたときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 改正法の施行の日（令和2年4月1日）から1年以内の届出絵あるかどうかを確認する。

(2) 主たる営業所等届出書（古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号）附則別記様式）が提出されているかどうかを確認し、提出されている場合は、申請書類を確認し、不備がないときは、これを受理する。

3 所轄署長は、新居仮称交付申請書を受理したときは、提出された旧許可証のうち、新許可証となる許可証を申請者に交付するとともに、許可証交付原簿に必要事項を記入するものとする。

4 所轄署長及び営業所等管轄警察署長は、前項の許可証の交付があったときは、古物営業許可台帳（甲）又は古物営業許可台帳（乙）を整備するものとする。

第42条 改正規則附則第3条第4項の規定に基づく主たる営業所等届出書（改正規則附則別記様式第3号）による届出は、所轄署長が受理するものとする。

2 所轄署長は、主たる営業所等届出書の提出を受けたときは、旧法第3条第1項又は第2項の規定による許可の申請を受理しているかどうかを確認し、申請を受理している場合は、届出書類を確認し、不備がないときは、これを受理するものとする。

3 所轄署長は、主たる営業所等届出書の提出があったときは、古物営業許可台帳（甲）を整備するものとする。

附 則

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成17年3月4日本部訓令第1号）

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 （平成17年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年11月28日本部訓令第26号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月30日本部訓令第16号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日本部訓令第15号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日本部訓令第25号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和3年1月22日本部訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条、第4条、第5条、第7条、第10条、第12条—第17条関係）

古物営業許可申請書類等確認表

申請書等及び添付書類		提出部数	
古物商及び古物市場の許可申請			
許可申請書（規則別記様式第1号）		1通	
個人	最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し ※1	各1通	
	法第4条第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ※1		
	法第4条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書		
	未成年者の場合は、法定代理人に係る書類（規則第1条の3第3項第1号ニ参照） ※1		
法人	定款及び登記事項証明書 ※1	各1通	
	役員		最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し ※1
			法第4条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
			法第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ※1
管理者	最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し ※1	各1通	
	法第4条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書		
	法第13条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書 ※1		
古物市場主	開閉の日時、取引の要領等を記載した古物市場の規約	各1通	
	古物市場に参集する主たる古物商の住所及び氏名を記載した名簿		
ホームページを利用する場合			
URLを使用する権限のあることを疎明する資料（以下「URL使用権限疎明資料」という。）			
許可証の再交付申請			

再交付申請書（規則別記様式第4号）		1通
許可証（亡失した場合を除く。）		
変更届出		
法第5条第1項第2号に掲げる次項を変更する場合		
変更届出書（規則別記様式第5号）		1通
許可申請書の添付書類のうち、変更に係るもの ※2		1通
法第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる次項を変更する場合		
変更届出書（規則別記様式第6号）		1通
許可申請書の法人に係る添付書類のうち、変更に係るもの ※2		1通
許可証の書換え申請		
書換え申請書（規則別記様式第6号）		1通
許可証		
許可証の返納		
返納理由書（規則別記様式第9号）		1通
許可証		
競り売りの届出		
ホームページを利用しない場合		
競り売り届出書（規則別記様式第10号）		1通
ホームページを利用する場合		
競り売り届出書（規則別記様式第10号の2）		1通
仮設店舗における営業届出		
仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）		1通

古物競りあっせん業者に係る営業開始届出

古物競りあっせん業者営業開始届出書（規則別記様式第11号の2）		1通
URL使用権限疎明資料		各1通
個人	住民票の写し	
法人	定款及び登記事項証明書	

古物競りあっせん業者に係る廃止届出

廃止届出書（規則別記様式第11号の3）	1通
---------------------	----

古物競りあっせん業者に係る変更届出

変更届出書（規則別記様式第11号の4）	1通
古物競りあっせん業者営業開始届出書の添付書類のうち、変更に係るもの	1通

古物競りあっせん業者に係る認定申請

古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の2）		1通
業務の実施の方法が規則第19条の6に規定する基準に適合することを説明した書類		各1通
個人	最近5年間の略歴を記載した書面	
	規則第19条の5第2号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを宣誓する書面	
法人	業務を行う役員に係る住民票の写し	
	業務を行う役員に係る最近5年間の略歴を記載した書面	
	業務を行う役員が規則第19条の5第2号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを宣誓する書面	

認定古物競りあっせん業者に係る変更届出

業務を行う役員を新たに選任した場合（変更届出書（規則別記様式第11号の4）に添付するもの）	
新たに選任した役員に係る住民票の写し	各1通
新たに選任した役員に係る最近5年間の略歴を記載した書面	

新たに選任した役員が規則第19条の5第2号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面		
業務の実施の方法に変更があった場合		
業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の4）		1通
変更後の事項を記載した業務の実施の方法が規則第19条の6に規定する基準に適合することを説明した書類		1通
外国古物競りあっせん業者に係る認定申請		
外国古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の5）		1通
URL使用権限疎明資料		各1通
業務の実施の方法が規則第19条の6に規定する基準に適合することを説明した書類		
個人	住民票の写しに代わる書面	
	最近5年間の略歴を記載した書面	
	規則第19条の12において準用する規則第19条の5第2号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面	
法人	定款及び登記事項証明書に相当する書類	
	業務を行う役員に係る住民票の写しに代わる書面	
	業務を行う役員に係る最近5年間の略歴を記載した書面	
	業務を行う役員が規則第19条の12において準用する規則第19条の5第2号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面	
認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止届出		
廃止届出書（規則別記様式第16号の6）		1通
認定外国古物競りあっせん業者に係る変更届出		
認定申請書の記載事項に変更があった場合		
変更届出書（規則別記様式第16号の7）		1通
規則第19条の11第4項第1号から第3号までに掲げる書類のうち、変更に係るもの		1通

業務の実施の方法に変更があった場合		
	業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の8）	1通
	変更後の事項を記載した業務の実施の方法が規則第19条の6に規定する基準に適合することを説明した書類	1通

※1 奈良県公安委員会から質屋の許可を受けている者が、古物商又は古物市場主の許可を受けようとする場合（現に当該質屋の管理者でない者を古物商又は古物市場の管理者として選任する場合を除く。）は省略することができる。

※2 奈良県内の営業所又は古物市場の管理者として選任している者を届出に係る営業所又は古物市場の管理者として新たに選任した場合は、管理者に係る添付書類は、省略することができる。

また、奈良県公安委員会から質屋の許可を受けている場合、当該質屋の管理者として定められている者を新たに管理者として選任したときは、表中、管理者の添付書類に係る※1の書類を省略することができる。

別記様式第1号(第2条、第3条関係)

(個人申請用)

		年 月 日作成		
古物営業許可申請に係る調査書		警察署 階級等 氏名 ㊟		
申請に係る許可の種類		☐ 古物商 ☐ 古物市場主		
申請者	本 籍			
	住 所			
	氏 名	(ふりがな)		
	生 年 月 日	年 月 日		
調 査 事 項		調査内容	確認(添付)書類	
申請者の記載事項及び添付書類の記載内容の誤りの有無		☐ 有 ☐ 無	☐ 住民票の写し ☐ 略歴書 ☐ 市町村長の証明書 ☐ 誓約書 ・法第4条第1号から第9号までに該当しないこと。 ☐ 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面・法定代理人の許可を受けている書面 管理者に係る書類 ☐ 住民票の写し ☐ 略歴書 ☐ 市町村長の証明書 ☐ 誓約書 ・未成年者でないこと。 ・法第4条第1号から第8号までに該当しないこと。 古物市場主の場合 ☐ 古物市場の規約 ☐ 古物市場に参集する古物商の名簿 ホームページを利用する場合 ☐ URL使用権限疎明資料 各種照会結果 ☐ 前科照会書(外国人) ☐ 身上照会書 ☐ 居住確認照会書 ☐ 犯罪経歴調査書 ☐ 暴力団関係照会書	
人定、年齢等の誤りの有無		☐ 有 ☐ 無		
法第4条各号該当の有無	第1号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		☐ 有 ☐ 無
	第2号	禁錮以上の刑又は法第31条の罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられた日から5年を経過しないもの		☐ 有 ☐ 無
	第3号	集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者		☐ 有 ☐ 無
	第4号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から3年を経過しないもの		☐ 有 ☐ 無
	第5号	住居の定まらない者		☐ 有 ☐ 無
	第6号	法第24条第1項の規定により許可を取り消された日から5年を経過しない者		☐ 有 ☐ 無
	第7号	法第24条第1項による取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に許可証の返納をした者で、返納の日から5年を経過しないもの		☐ 有 ☐ 無
	第8号	心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの		☐ 有 ☐ 無
	第9号	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が第1号から第8号までのいずれにも該当しない場合を除く。)	☐ 有 ☐ 無	
	第10号	営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所)又は古物市場ごとに法第13条第1項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者	☐ 有 ☐ 無	
URLの届出の有無		☐ 有 ☐ 無		
上記以外の問題点の有無		☐ 有 ☐ 無		
手 数 料	円(奈良県収入証紙)		☐ 有 ☐ 無	
備 考				
許 可 に 関 す る 意 見		☐ 許可 ☐ 不許可 ☐ 申請取下げ		

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(法人申請用)

		年 月 日作成		
古物営業許可申請に係る調査書		警察署 階級等 氏名 (印)		
申請に係る許可の種類		☐ 古物商 ☐ 古物市場主		
申請者	住所			
	名称	(ふりがな)		
	代表者の氏名	(ふりがな)		
調査事項		調査内容	確認(添付)書類	
申請者の記載事項及び添付書類の記載内容の誤りの有無		☐ 有 ☐ 無	☐ 定款 ☐ 登記事項証明書	
人定、年齢等の誤りの有無		☐ 有 ☐ 無		
法第4条各号該当の有無	第1号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	☐ 有 ☐ 無	役員に係る書類 ☐ 住民票の写し ☐ 略歴書 ☐ 市町村長の証明書 ☐ 誓約書 ・法第4条第1号から第8号までに該当しないこと。
	第2号	禁錮以上の刑又は法第31条の罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられた日から5年を経過しないもの	☐ 有 ☐ 無	
	第3号	集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者	☐ 有 ☐ 無	
	第4号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から3年を経過しないもの	☐ 有 ☐ 無	管理者に係る書類 ☐ 住民票の写し ☐ 略歴書 ☐ 市町村長の証明書 ☐ 誓約書 ・未成年者でないこと。 ・法第4条第1号から第8号までに該当しないこと。
	第5号	住居の定まらない者	☐ 有 ☐ 無	
	第6号	法第24条第1項の規定により許可を取り消された日から5年を経過しない者	☐ 有 ☐ 無	
	第7号	法第24条第1項による取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に許可証の返納をした者で、返納の日から5年を経過しないもの	☐ 有 ☐ 無	古物市場主の場合 ☐ 古物市場の規約 ☐ 古物市場に参集する古物商の名簿
	第8号	心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの	☐ 有 ☐ 無	
	第9号	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者(古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が第1号から第8号まで及び第11号のいずれにも該当しない場合を除く。)	☐ 有 ☐ 無	ホームページを利用する場合 ☐ URL使用権限疎明資料
	第10号	営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所)又は古物市場ごとに法第13条第1項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者	☐ 有 ☐ 無	各種照会結果 ☐ 前科照会書(外国人) ☐ 身上照会書 ☐ 居住確認照会書 ☐ 犯罪経歴調査書 ☐ 暴力団関係照会書
第11号	役員のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者があるもの	☐ 有 ☐ 無		
URLの届出の有無		☐ 有 ☐ 無		
上記以外の問題点の有無		☐ 有 ☐ 無		
手数料	円(奈良県収入証紙)		☐ 有 ☐ 無	
備考				
許可に関する意見		☐ 許可 ☐ 不許可 ☐ 申請取下げ		

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署長

居 住 確 認 照 会 書

古 物 商
古物市場主
許可申請を受理したので、次の者について、別紙の記載事項を調査の上、至急回答願いたく照会します。

記

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

（連絡先 — — 警察署生活安全課（係）（担当 ））

別紙

第 号
年 月 日

警察署長 殿

警察署長

居 住 確 認 調 査 回 答 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付け 第 号により照会のあったみだしのことについては、
次のとおり回答します。

記

回 答 事 項	被 調 査 者 の 居 住 の 有 無	☐ 住所地に居住している。 ☐ 住所地に居住していない。 居住先 ☐ その他
	その他参考事項	
調 査 者 警察署 印		

別記様式第3号(第2条、第4条、第5条、第8条、第39条関係)
(その1)

古 物 営 業 索 引 簿 (甲)

番 号	許 可 証 番 号	許 可 年 月 日	古物商又は古物市場主 の 氏 名 又 は 名 称	URLの利用の有無	備 考
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(その2)

番 号	許 可 証 番 号	許 可 年 月 日	古物商又は古物市場主 の 氏 名 又 は 名 称	URLの利用の有無	備 考
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	
		年 月 日		☐ 有 ☐ 無	

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第4号(第2条、第4条、第39条、第41条関係)
(その1)

許 可 証 交 付 原 簿

許可証受入状況		許可証交付状況			書き 損じ 枚数	許可証 現在数	取扱者 印	受領者	備 考
受入年月日	受入 枚数	許可証番号 許可年月日	許可の種類 氏名又は名称	交付年月日					
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						

備考1 該当する事項の□にレ印を付すこと。
2 再交付の場合は、備考欄に「再交付」と記入すること。

(その2)

許可証受入状況		許可証交付状況			書き 損じ 枚数	許可証 現在数	取扱者 印	受領者	備 考
受入年月日	受入 枚数	許可証番号 許可年月日	許可の種類 氏名又は名称	交付年月日					
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						
			☐ 古物商 ☐ 古物市場主						

備考1 該当する事項の□にレ印を付すこと。

2 再交付の場合は、備考欄に「再交付」と記入すること。

別記様式第5号(第2条、第4条―第6条、第8条、第39条、第41条、第42条関係)

古物営業許可台帳(甲)

(その1)

(許可)

許可の種類	☐ 古物商 ☐ 古物市場主	所轄警察署	警察署
許可証番号			
許可年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
U R L			

(古物商又は古物市場主)

法人等の種別	☐ 1 株式会社 ☐ 2 有限会社 ☐ 3 合名会社 ☐ 4 合資会社 ☐ 5 その他法人 ☐ 6 個人
ふりがな 氏名又は名称	
生年月日 (個人の場合)	年 月 日
住所又は居所	電話() —
本籍 (個人の場合)	
行商の別	☐ する ☐ しない
主として取り扱う 古物の区分	☐ 01 美術品類 ☐ 02 衣類 ☐ 03 時計・宝飾品類 ☐ 04 自動車 ☐ 05 自動二輪車・原付 ☐ 06 自転車類 ☐ 07 写真機類 ☐ 08 事務機器類 ☐ 09 機械工具類 ☐ 10 道具類 ☐ 11 皮革・ゴム製品類 ☐ 12 書籍 ☐ 13 金券類

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(その2)

(異動事項)

[illegible]

(その3)

(代表者等)

☐ 代表者 ☐ 役員 ☐ 法定代理人	ふりがな 氏 名		就任 辞任	年 月 日 年 月 日
	生年月日	年 月 日生	変更 変更	年 月 日 年 月 日
	本 籍			
	住 所	電話() —		
☐ 代表者 ☐ 役員 ☐ 法定代理人	ふりがな 氏 名		就任 辞任	年 月 日 年 月 日
	生年月日	年 月 日生	変更 変更	年 月 日 年 月 日
	本 籍			
	住 所	電話() —		
☐ 代表者 ☐ 役員 ☐ 法定代理人	ふりがな 氏 名		就任 辞任	年 月 日 年 月 日
	生年月日	年 月 日生	変更 変更	年 月 日 年 月 日
	本 籍			
	住 所	電話() —		
☐ 代表者 ☐ 役員 ☐ 法定代理人	ふりがな 氏 名		就任 辞任	年 月 日 年 月 日
	生年月日	年 月 日生	変更 変更	年 月 日 年 月 日
	本 籍			
	住 所	電話() —		

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(その4)

(営業所又は古物市場)

整理番号	管轄警察署	営業所又は古物市場の名称及び所在地		
	警察署			
営業所等の区分	形態	取り扱う古物の区分		
☐ 主たる営業所等 ☐ その他の営業所等	☐ 営業所あり ☐ 営業所なし ☐ 古物市場	☐ 01美術品類 ☐ 04自動車 ☐ 07写真機類 ☐ 10道具類 ☐ 13金券類	☐ 02衣類 ☐ 05自動二輪車・原付 ☐ 08事務機器類 ☐ 11皮革・ゴム製品類	☐ 03時計・宝飾品類 ☐ 06自転車類 ☐ 09機械工具類 ☐ 12書籍
整理番号	管轄警察署	営業所又は古物市場の名称及び所在地		
	警察署			
営業所等の区分	形態	取り扱う古物の区分		
☐ 主たる営業所等 ☐ その他の営業所等	☐ 営業所あり ☐ 営業所なし ☐ 古物市場	☐ 01美術品類 ☐ 04自動車 ☐ 07写真機類 ☐ 10道具類 ☐ 13金券類	☐ 02衣類 ☐ 05自動二輪車・原付 ☐ 08事務機器類 ☐ 11皮革・ゴム製品類	☐ 03時計・宝飾品類 ☐ 06自転車類 ☐ 09機械工具類 ☐ 12書籍
整理番号	管轄警察署	営業所又は古物市場の名称及び所在地		
	警察署			
営業所等の区分	形態	取り扱う古物の区分		
☐ 主たる営業所等 ☐ その他の営業所等	☐ 営業所あり ☐ 営業所なし ☐ 古物市場	☐ 01美術品類 ☐ 04自動車 ☐ 07写真機類 ☐ 10道具類 ☐ 13金券類	☐ 02衣類 ☐ 05自動二輪車・原付 ☐ 08事務機器類 ☐ 11皮革・ゴム製品類	☐ 03時計・宝飾品類 ☐ 06自転車類 ☐ 09機械工具類 ☐ 12書籍
整理番号	管轄警察署	営業所又は古物市場の名称及び所在地		
	警察署			
営業所等の区分	形態	取り扱う古物の区分		
☐ 主たる営業所等 ☐ その他の営業所等	☐ 営業所あり ☐ 営業所なし ☐ 古物市場	☐ 01美術品類 ☐ 04自動車 ☐ 07写真機類 ☐ 10道具類 ☐ 13金券類	☐ 02衣類 ☐ 05自動二輪車・原付 ☐ 08事務機器類 ☐ 11皮革・ゴム製品類	☐ 03時計・宝飾品類 ☐ 06自転車類 ☐ 09機械工具類 ☐ 12書籍

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(その5)

(管理者)

[illegible]

別記様式第6号(第2条、第5条、第8条、第39条関係)

(その1)

古物營業索引簿(乙)

[illegible]

(その2)

[illegible]

別記様式第7号(第2条、第5条、第6条、第8条、第39条、第41条関係)

古物営業許可台帳(乙)

(その1)

(許可)

許可の種類	☐ 古物商 ☐ 古物市場主	管轄警察署	警察署
許可証番号			公安委員会
設置年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日

(古物商又は古物市場主)

ふりがな 氏名又は名称	
住所又は居所	

(営業所又は古物市場)

整理番号	
形態	☐ 営業所あり ☐ 営業所なし ☐ 古物市場
ふりがな 名称	
所在地	電話() —
取り扱う古物の区分	☐ 01 美術品類 ☐ 02 衣類 ☐ 03 時計・宝飾品類 ☐ 04 自動車 ☐ 05 自動二輪車・原付 ☐ 06 自転車類 ☐ 07 写真機類 ☐ 08 事務機器類 ☐ 09 機械工具類 ☐ 10 道具類 ☐ 11 皮革・ゴム製品類 ☐ 12 書籍 ☐ 13 金券類

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

(その2)

(異動事項)

[illegible]

(その3)

(管理者)

異 動 年 月 日			氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所		
選任	年	月	日	氏名	
廃止	年	月	日	生年月日	年 月 日生
変更	年	月	日		
変更	年	月	日	住所	
変更	年	月	日		
変更	年	月	日		
選任	年	月	日	氏名	
廃止	年	月	日	生年月日	年 月 日生
変更	年	月	日		
変更	年	月	日	住所	
変更	年	月	日		
変更	年	月	日		
選任	年	月	日	氏名	
廃止	年	月	日	生年月日	年 月 日生
変更	年	月	日		
変更	年	月	日	住所	
変更	年	月	日		
変更	年	月	日		
選任	年	月	日	氏名	
廃止	年	月	日	生年月日	年 月 日生
変更	年	月	日		
変更	年	月	日	住所	
変更	年	月	日		
変更	年	月	日		
選任	年	月	日	氏名	
廃止	年	月	日	生年月日	年 月 日生
変更	年	月	日		
変更	年	月	日	住所	
変更	年	月	日		
変更	年	月	日		

別記様式第8号(第3条関係)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警察署長

不 許 可 上 申 書

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可の申請については、次のとおり不許可が相当であると認められるので、関係書類を添えて上申します。

許 可 の 種 類		☐ 古物商 ☐ 古物市場主
申 請 者	住所又は居所	
	ふ り が な 氏名又は名称	
	法人の代表者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日
不許可が相当であると認める事由		
担 当 者		課 階級 氏名 警電

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

奈良県公安委員会指令第		号
不 許 可 通 知 書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物営業法(昭和24年法律108号)第4条の規定により許可しないので通知します。		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号(第3条、第14条、第16条、第18条、第19条、第21条—第24条、第26条、第27条、第29条、第30条、第32条、第33条、第35条関係)

受 領 書

年 月 日付け

第 号の

- ☐ 不許可通知書
- ☐ 不認定通知書
- ☐ 保管命令書
- ☐ 競りの中止命令書
- ☐ 報告要求書
- ☐ 解任勧告書
- ☐ 弁明通知書
- ☐ 指示書
- ☐ 聴聞通知書
- ☐ 営業停止命令書
- ☐ 許可取消処分通知書
- ☐ 認定取消処分通知書
- ☐ 不承認通知書
- ☐ 資料提出要求書
- ☐ 承認取消処分通知書
- ☐ 報告・資料提出要求書
- ☐ 是正・改善勧告書

を確かに受け取りました。

年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

別記様式第11号(第12条―第15条、第39条関係)

古物競りあっせん業者台帳

届出年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
認定年月日	年 月 日	認定番号	
U R L			
ふりがな 営業を示すものとして 使用する名称			

(古物競りあっせん業者)

法人・個人等の別	株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・その他法人・個人		
ふりがな 氏名又は名称			
生年月日	年 月 日		
住所又は居所	電話() —		
本籍 (個人の場合)			
代 表 者	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	本籍		
	住所又は居所	電話() —	
事 務 所	形態	営業の本拠となる事務所・その他	
	ふりがな 名称		
	所在地	電話() —	

(異動事項)

届出年月日	異動事項	異動内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

別記様式第12号(第14条、第16条関係)

第 号
年 月 日

生活安全企画課長 殿

警察署長

認定の基準の適合に関する照会書

- ☐ 古物競りあっせん業者
☐ 外国古物競りあっせん業者
- 認定申請を受理しましたので、次の照会事項について調査の上、回答願いたく照会します。

照 会 事 項		認定申請に係る業務の実施の方法が、古物営業法施行規則第19条の6に規定する盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合しているか否か。
申 請 者	ふ り が な 氏名又は名称	
	住 所 又 は 居 所	
添 付 書 類		・ 認定申請書の写し ・ 業務の実施の方法が古物営業法施行規則第19条の6に規定する基準に適合することを説明した書類の写し

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別紙

第 号
年 月 日

警察署長 殿

生活安全企画課長

認定の基準の適合に関する回答書

年 月 日付け 第 号により照会のあったことについて、次のとおり回答します。

調 査 項 目	回 答 事 項
1 規則第19条の6 第1号の適合	
2 規則第19条の6 第2号の適合	
3 規則第19条の6 第3号の適合	
4 規則第19条の6 第4号の適合	
5 規則第19条の6 第5号の適合	
6 規則第19条の6 第6号の適合	
7 規則第19条の6 第7号の適合	
8 規則第19条の6 第8号の適合	
9 規則第19条の6 第9号の適合(外国 占物競りあっ せん業者の認定 申請に限る。)	

別記様式第13号(第14条、第16条関係)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿
(生活安全部長)

警察署長

認 定 申 請 進 達 書

年 月 日付で申請のあった ☐ 古物競りあっせん業者 認定
☐ 外国古物競りあっせん業者
申請について調査しましたので、次のとおり意見を付して進達します。

申 請 者	ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	
	住 所 又 は 居 所	
警 察 署 長 意 見		
参 考 事 項		

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第14号(第14条、第16条関係)

奈良県公安委員会指令第		号
認定通知書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
年	月	日付けで申請のあった古物競りあっせん業者 外国古物競りあっせん業者に係る業
務の実施の方法の認定については、古物営業法(昭和24年法律108号)		第21条の5第1項 第21条の6第1項
の規定により認定したので通知します。		
営業を示すものとして		
使用する名称		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

奈良県公安委員会指令第 号	
不 認 定 通 知 書	
住所又は居所	
氏名又は名称	殿
年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業者 外国古物競りあっせん業者に係る業	
務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知します。	
営業を示すものとして 使 用 す る 名 称	
理由	
年 月 日	
奈良県公安委員会 印	

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第16号(第16条、第17条、第39条関係)

認定外国古物競りあっせん業者台帳

認定年月日	年 月 日	認定番号	
U R L			
ふりがな 営業を示すものとして 使用する名称			

(外国古物競りあっせん業者)

ふりがな 氏名又は名称			
生年月日	年 月 日		
住所又は居所	電話() —		
国籍等			
代 表 者	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	本籍		
	住所又は居所	電話() —	
事 務 所	形態	営業の本拠となる事務所・その他	
	ふりがな 名称		
	所在地	電話() —	
連 絡 担 当 者	ふりがな 名称		
	住所又は居所	電話() —	

(異動事項)

届出年月日	異動事項	異動内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

第 号		
保 管 命 令 書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
古物営業法(昭和24年法律第108号)第21条の規定により、次のとおり保管を命じます。		
保管すべき物品		
保管すべき期間		
年	月	日から
年	月	日まで
日間		
年	月	日
奈良県 警察署長 印		
(教示事項)		
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)		
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。		

別記様式第18号(第20条関係)

身分証明書貸与台帳

[illegible]

別記様式第19号(第20条、第23条、第24条関係)

[illegible]

[illegible]

第		号	
報 告 要 求 書			
住所又は居所			
氏名又は名称		殿	
古物営業法(昭和24年法律第108号)第22条第3項の規定により、盗品等に関し、次のことについて報告を求めます。			
報告を求める内容			
報告の期限			
年		月	
		日から	
年		月	
		日まで	
年		月	
		日	
奈良県		警察署長	
		印	
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)			
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			

別記様式第21号(第22条関係)

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

解 任 勸 告 上 申 書

次のとおり、古物営業法第13条第4項の規定に基づき、管理者の解任の勧告をする必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

許 可 の 種 類	☐ 古物商 ☐ 古物市場主	
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 証 番 号		
古物商又は古物市場主	住所又は居所	
	ふ り が な 氏名又は名称	
	法人の代表者の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日
営業所又は古物市場	所 在 地	
	名 称	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
管理者として不適当であると認める事 由		
処分上の情状意見		
担 当 者	課 階級	氏名 警電

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

解任勧告書		奈公委第	号
住所又は居所			
氏名又は名称		殿	
古物営業法(昭和24年法律第108号)第13条第4項の規定により、次のとおり管理者の解任を勧告します。			
営業所又は古物市場の所在地及び名称			
管理者の住所及び氏名			
理由			
年 月 日			
奈良県公安委員会			印

別記様式第23号(第23条、第24条関係)

年 月 日				
警 察 署 長 警 視 殿				
警察署				
官職 氏名				
官職 氏名				
違 反 現 認 報 告 書				
本職等は、次のとおり古物営業法違反〔 〕を現認したから報告する。				
現認日時		年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまでの間		
違反場所				
違反者	住所			
	職業		生年月日	年 月 日生 (歳)
営業者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	営業種別			
	許可・届出			
現認状況				

継続紙

現 認 状 況	
現 認 見 取 図	
措 置	

- 注
- 1 本様式は、行政処分に係る違反について使用すること。
 - 2 官職は、階級のみを記載すること。
 - 3 現認状況及び現認見取図は、簡潔かつ要領よく記載すること。

別記様式第24号(第23条、第24条関係)

[illegible]

別記様式第25号(第23条、第24条関係)

[illegible]

別記様式第26号(第23条関係)

生活安全企画課長 殿

第 号
年 月 日
警察署長

指 示 処 分 上 申 書

次のとおり、古物営業法 ☐ 第23条第1項 ☐ 第23条第2項 の規定に基づき、指示処分の必要がある
と認められるので、関係書類を添えて上申します。

許 可 の 種 類		☐ 古物商		☐ 古物市場主	
許 可 年 月 日		年 月 日			
許 可 証 番 号					
被 処 分 者	住所又は居所				
	ふ り が な 氏名又は名称				
	法人の代表者の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日			
被 処 分 営 業 所	所 在 地				
	名 称				
処分の原因となる事 由					
適 用 法 令					
処分上の情状意見					
送 致 等	検 挙 年 月 日	年 月 日	検 挙 署		
	送 致 年 月 日	年 月 日	送 致 先		
	起 訴	年 月 日	検 察 庁		
	処 分 結 果				
担 当 者		課 階級 氏名 警電			

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第27号(第23条関係)

奈良県公安委員会達第 号		
指 示 書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
古物営業法(昭和24年法律第108号)	第23条第1項 第23条第2項	の規定により、次のとおり指示します。
指示事項		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第28号（第23条、第24条、第29条、第35条関係）

第 号
年 月 日

生活安全企画課長 殿

警察署長

交 付 不 能 報 告 書

通知書等番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
交付不能理由 調査者	

別記様式第29号(第24条関係)

奈良県公安委員会 殿

第 号
年 月 日
警察署長

営業停止等処分上申書

次のとおり、
☐ 古物営業の許可の取消し
☐ 古物営業の停止
の必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

処 分 の 区 分	☐ 許可の取消し(☐ 法第6条第1項 ☐ 法第24条第1項) ☐ 停止(☐ 法第24条第1項 ☐ 法第24条第2項)			
許 可 の 種 類	☐ 古物商 ☐ 古物市場主			
許 可 年 月 日	年 月 日			
許 可 証 番 号				
被 処 分 者	住所又は居所			
	ふりがな 氏名又は名称			
	法人の代表者の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日		
被 処 分 営 業 所	所 在 地			
	名 称			
処分の原因となる事 由				
適 用 法 令				
処分上の情状意見				
送 致 等	検 挙 年 月 日	年 月 日	検 挙 署	
	送 致 年 月 日	年 月 日	送 致 先	
	起 訴	年 月 日	検 察 庁	
	処 分 結 果			
担 当 者		課 階級 氏名 警電		

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第30号(第24条関係)

第 号
年 月 日
警察署長

奈良県公安委員会 殿

認定取消処分上申書

次のとおり、
☐ 古物競りあっせん業者の認定の取消し
☐ 外国古物競りあっせん業者の認定の取消し
の必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

処 分 の 区 分		☐ 古物競りあっせん業者の認定の取消し (規則第19条の10第1項) ☐ 外国古物競りあっせん業者の認定の取消し (規則第19条の14第1項)			
認 定 年 月 日		年 月 日			
認 定 番 号					
営業を示すものとして使用する名称					
U R L					
被 処 分 者	住所又は居所				
	ふ り が な 氏名又は名称				
	法人の代表者の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日			
処分の原因となる事由					
適 用 法 令					
処分上の情状意見					
送 致 等	検 挙 年 月 日	年 月 日	検 挙 署		
	送 致 年 月 日	年 月 日	送 致 先		
	起 訴	年 月 日	検 察 庁		
	処 分 結 果				
担 当 者		課 階級 氏名 警電			

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第31号(第24条関係)

奈良県公安委員会達第		号	
営 業 停 止 命 令 書			
住所又は居所			
氏名又は名称		殿	
許可年月日			
許可証番号			
古物営業法(昭和24年法律第108号)		第24条第1項 第24条第2項	の規定により、次のとおり 古物営業の停止を命じます。
停止の範囲			
停止の期間			
		年	月
		日から	日間
		年	月
理由		日まで	
		年	月
		日	
		奈良県公安委員会	
		印	

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第32号(第24条関係)

奈良県公安委員会達第		号
許可取消処分通知書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
許可年月日		
許可証番号		
古物営業法(昭和24年法律第108号)		第6条第1項 第24条第1項
の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知します。		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第33号(第24条関係)

奈良県公安委員会達第		号
認定取消処分通知書		
住所又は居所		
氏名又は名称		殿
営業を示すものとして 使用する名称		
認定年月日		
認定番号		
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)		第19条の10第1項 第19条の14第1項 の規定
により、古物競りあっせん業者 外国古物競りあっせん業者 に係る業務の実施の方法の認定を取り消したので 通知します。		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印
(教示事項)		
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)		
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。		

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第34号(第25条関係)

第 号
年 月 日

生活安全部長 殿

警察署長

事實公告上申書

次のとおり、古物営業法第6条第2項の規定に基づき、事実の公告を行う必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

許可の種類		☐ 古物商	☐ 古物市場主
許可年月日		年 月 日	
許可証番号			
古物商又は古物市場主	住所又は居所		
	ふりがな 氏名又は名称		
	法人の代表者の氏名及び 生年月日	年 月 日	
事実の公告を行う必要があると認める事由		☐ 許可を受けた者の営業所又は古物市場の所在地が確知できないこと。 ☐ 許可を受けた者の所在(法人である場合は、その役員の所在)が確知できないこと。	
担当者		課 階級	氏名 警電

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第35号(第25条関係)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警察署長

許可取消処分上申書

次のとおり、古物営業法第6条第2項の規定に基づき、古物営業の許可の取消しの必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

許可の種類	☐ 古物商 ☐ 古物市場主	
許可年月日	年 月 日	
許可証番号		
被処分者	住所又は居所	
	ふりがな 氏名又は名称	
	法人の代表者の氏名及び生 年 月 日	年 月 日
被処分営業所	所在地	
	名称	
処分の原因となる事由	☐ 許可を受けた者の営業所又は古物市場の所在地が確知できなかった ☐ 許可を受けた者の所在(法人である場合は、その役員の所在)が確知できなかった ことから、官報によりその事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該者から申出がないこと。	
担当者	課 階級 氏名 警電	

備考 該当する事項の□にレ印を付すこと。

別記様式第36号(第26条関係)

奈良県公安委員会指令第		号
承認通知書		
所在地		
名 称	殿	
年	月	日
付		
け		
で		
申請のあった		
行商従業者証		
標 識		
の様式の承認について		
は、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第12条第1項の規定により承認したので通知します。		
年		
月		
日		
奈良県公安委員会		印

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

別記様式第37号(第26条関係)

奈良県公安委員会指令第		号
不承認通知書		
所在地		
名 称		殿
年 月 日付けで申請のあった行商従業者証標識の様式の承認については、 次の理由により承認しないので通知します。		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

奈公委第		号
資料提出要求書		
所在地		
名 称	殿	
行商従事者証等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号)第5条の規定により、行商従業証又は標識の作成又は交付に係る事業の実施に関し、次の資料について提出を求めます。		
提出を求める資料		
提出の期限		
年 月 日まで		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第39号(第29条関係)

奈良県公安委員会達第 号	
承認取消処分通知書	
所在地	
名 称	殿
行商従事者証等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号)第7条の規定により、行商従業者証標識の様式の承認を取り消したので通知します。	
理由	
年 月 日	
奈良県公安委員会 印	

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

奈良県公安委員会指令第		号
承認通知書		
住所		
名称		殿
年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第23条の規定により承認したので通知します。		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

別記様式第41号(第30条関係)

奈良県公安委員会指令第 号	
不 承 認 通 知 書	
住 所	
名 称	殿
年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、次の理由により承認しないので通知します。	
理由	
年 月 日	
奈良県公安委員会 印	

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第42号(第32条関係)

奈公委第		号
報告・資料提出要求書		
住 所		
名 称		殿
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第26条第3項の規定により、 回答業務に関し、次の報告資料の提出を求めます。		
報告を求める内容又は提出を求める資料		
報告又は提出の期限		
年 月 日まで		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

奈良公安委員会		第	号	
是 正 ・ 改 善 勧 告 書				
住 所				
名 称		殿		
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第27条の規定により、是正又は改善のため次の措置をとるべきことを勧告します。				
措置の内容				
理由				
年 月 日				
奈良県公安委員会				印

別記様式第44号(第35条関係)

奈良県公安委員会達第		号
承認取消処分通知書		
住 所		
名 称		殿
承認年月日		
承認番号		
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第29条第1項の規定により、盗品売買等防止団体の承認を取り消したので通知します。		
理由		
年 月 日		
奈良県公安委員会		印

(教示事項)
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第15号(第38条関係)

申 請 取 下 書

年 月 日付けの

の申請は、

次の理由により申請を取り下げます。

理由

奈良県公安委員会 殿

年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称